

申請手続きの流れ（応募者の募集～補助金交付決定まで）

-  応募者（代理者）が実施する項目
 那覇市が実施する項目

応募者の募集

那覇市住宅確保要配慮者専用住宅供給促進モデル事業による補助を受けて、住宅の改修を希望される方から、計画案を募集します。

お問合せ・ご相談

補助の対象となる要件に適合しているかなど、事前に確認したいことがございましたら、お問合せ・ご相談ください。
なお、計画案を提出する前に、書類の事前確認を行います。

計画案の提出

計画提案書に必要書類（正副各1通）を添付して、那覇市へご提出ください。

（提出先）

那覇市まちなみ共創部まちなみ整備課

住所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎8階

TEL：098-951-3235

計画案の審査、選定

計画案の内容が応募要件を満たしているかをの審査し、選定を行います。
その後、計画案の選定に係る書面を応募者に通知します。

専用賃貸住宅の登録

計画案が選定された住宅を、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（住宅確保要配慮者の専用賃貸住宅）としてご登録していただきます。
※国の専用ホームページ「セーフティネット住宅情報提供システム」にて登録を行い、登録申請書に必要書類（正副各1通）を添付して、那覇市へご提出ください。

登録申請書の審査

登録申請書の審査を行い、内容に問題がなければ登録を承認いたします。
その後、「セーフティネット住宅情報提供システム」において、当該住宅が住宅確保要配慮者の専用賃貸住宅として掲載されます。

補助金交付申請書の提出

補助金交付申請書に必要書類（正副各1通）を添付して、那覇市へご提出ください。

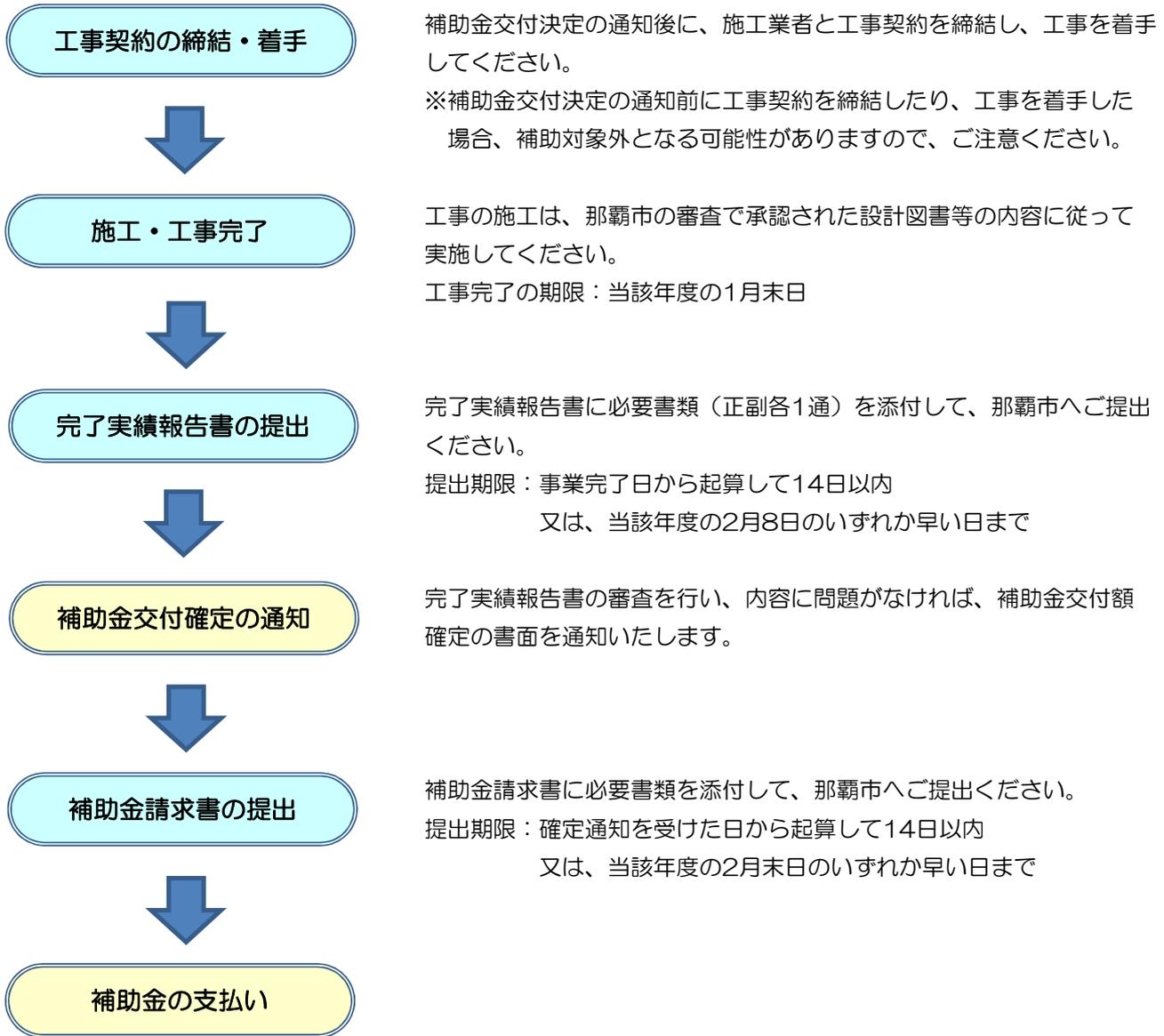
提出期限：当該年度の10月末日

補助金交付決定の通知

補助金交付申請書の審査を行い、内容に問題がなければ補助金交付決定の書面を通知いたします。

申請手続きの流れ（工事契約～補助事業完了後）

 応募者（代理者）が実施する項目
 那覇市が実施する項目



【補助事業完了後】

